# 平成25年度 キャンプ桑江南側地区 地権者説明会

平成26年2月20日 北 谷 町

## 次 第

- 1. 開会の挨拶
- 2. 説 明

- ○(1)返還に関する状況報告
  - (2)土地の先行取得制度について
  - (3)返還跡地の開発手法について

- 3. 意見交換
- 4. 閉会

# 地区の位置



## 地区の位置



【キャンプ桑江南側地区の返還に関する経緯】

SACO最終報告(H8.12.2)

再編実施のための日米のロードマップ(H18.5.1)

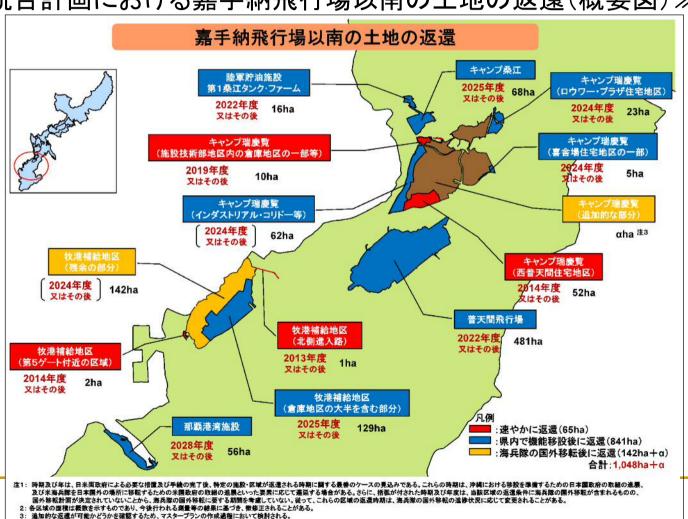
日米安全保障協議委員会共同発表(H24.4.27)

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画(H25.4.5)

⇒沖縄における米軍の再編を実現するために日米両政府が共同で作成した計画

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画(H25.4.5)

≪統合計画における嘉手納飛行場以南の土地の返還(概要図)≫



沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画(H25.4.5)

≪キャンプ桑江南側地区≫

- □返還区域:約68ha(全面返還)
- □返還条件:沖縄において代替施設が提供され

しだい返還可能

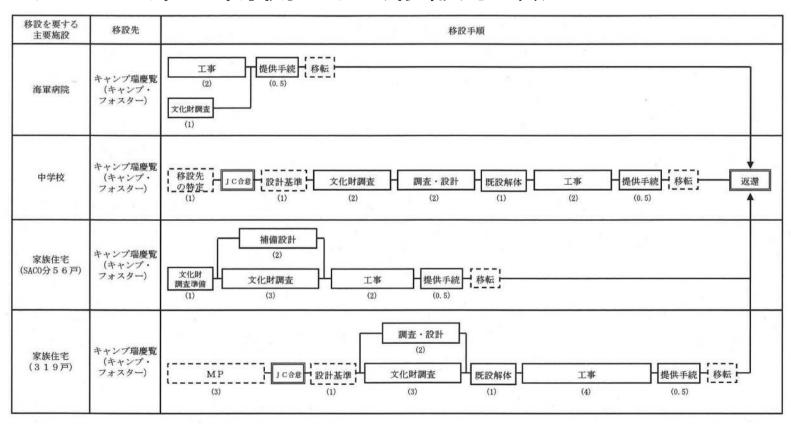
※移設を要する主要施設

(海軍病院・中学校・家族住宅375戸)

- □返還時期:2025年度又はその後
  - ※上記時期は最善のケースの見込み
  - ※3年毎に更新され公表される

#### 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画(H25.4.5)

#### ≪キャンプ桑江南側地区(移設手順)≫



注1: 海軍病院及び家族住宅(SACO分56戸)は、既存の計画に基づくものであり、JCにおいて合意済み。

<sup>2:</sup> MPの対象は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ瑞慶覧等。

<sup>3:</sup> 家族住宅(319戸·SACO分56戸)の移設に関し、調査・設計に要する期間は、文化財調査の結果により調整されることがある。

<sup>4:</sup> MPの作成に係る3年間は、現時点での人的資源を想定している。追加となる人的資源は、MPの作成を加速することがある。

#### ≪海軍病院の移設状況≫

第144号 沖縄防衛局広報 平成25年4月1日 (6)

#### 海軍病院の移設について

平成8年のSACO最終報告において、キャンプ桑江内の海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設されることが承認され、今般施設の整備が完了し、合衆国政府に提供することについて、平成25年1月24日に日米合同委員会の合意が得られました。

合衆国政府に提供した建物等については、病院本体(RC造地下1階地上5階建て、約39,000平方メートル)、独身下士官宿舎、事務所、倉庫などがあります。新たな病院は、診療科目として、内科、小児科、産婦人科等8科目を有しており、今年3月から病院業務が開始されました。



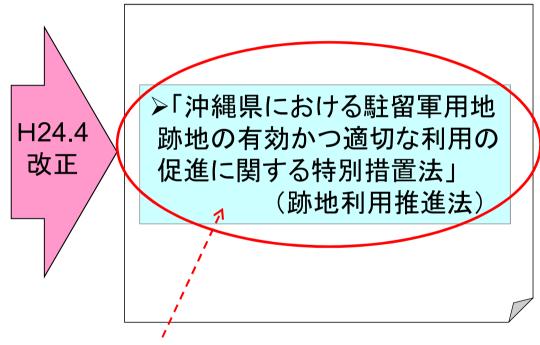


出典:①②とも沖縄防衛局広報(第144号)

(1)

#### 【跡地利用推進法について】

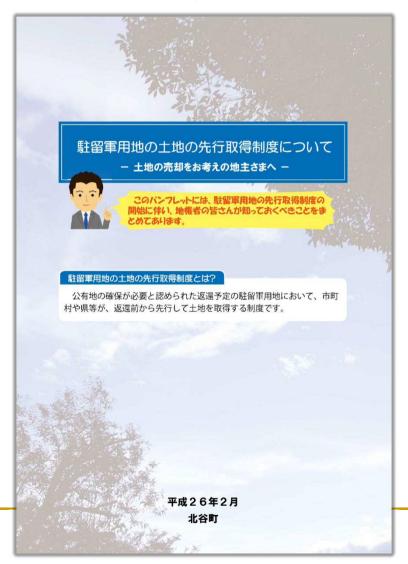
- ➤「沖縄振興特別措置法」 (沖振法)
- ▶「沖縄県における駐留軍 用地の返還に伴う特別措 置に関する法律」 (軍転法・返還特措法)



- ・跡地利用に関する事項は、跡地利用推進法に集約され、法律名も変わりました。
- •H34.3.31で失効する時限立法です。

- ≪跡地利用推進法のポイント≫
- 1. 法律の題名
- 2. 基本理念の明記
- 3. 返還実施計画に基づく支障除去措置
- 4. 拠点返還地の指定
- 5. 駐留軍用地への立入りのあっせんに係る国の義務
- 6. 駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設
- 7. 給付金の支給
- 8. 駐留軍用地跡地利用推進協議会

郵送したパンフレットについて、抜粋して説明します。



#### 【制度の概要】

- ・公有地の確保が必要等と認められた返還予定の の駐留軍用地において、町や県等が返還前から 返還までの間に土地を取得する制度
- 「特定駐留軍用地」に指定され、県や町が道路等の「特定事業の見通し」を公表していることを条件に、公共用地として土地を取得することができる

#### ≪特定駐留軍用地の指定≫



平成24年5月25日内閣府沖縄担当部局

#### 特定駐留軍用地の指定について

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第12条第1項に基づき、下記の区域を特定駐留軍用地として指定した旨、本日の官報告示により公示しましたのでお知らせいたします。

53

- キャンプ桑江
- 普天間飛行場
- 牧港補給地区
- · 那覇港湾施設
- ・陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム
- (注) キャンブ瑞慶覧については、平成18年5月1日の「再編の実施のための日米ロードマップ」において、「部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合」とされ、平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会共同発表においてもその点は再確認されているところ、今後返還可能となる区域として具体的に言及のある地区も含め、現時点では具体的な返還の区域が特定されていないため、今後、日米安全保障協議委員会等において具体的な返還の区域が特定された段階で特定駐留軍用地としての指定を検討します。

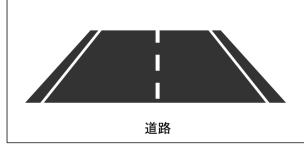
キャンプ桑江は、H24.5.25に「特定駐留軍用地」の指定を 受けました。

※北谷町内の駐留軍用地では、キャンプ桑江のほか、「陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム」、「キャンプ 瑞慶覧(施設技術部地区内の倉庫地区の一部等、インダストリアル・コリドー等)」が、それぞれ特定駐留 軍用地の指定を受けています。

#### ≪特定事業の見通し≫

#### 特定事業とは・・・

返還後に実施予定の道路、公園、学校、病院等の整備事業で、かつ、その実施のために土地の先 行取得を早期に行うことが必要と認められる事業







県や町は、特定事業についての見通しを定めたときは、 それを公表します。

#### ≪制度の対象となった軍用地では?≫

※「特定事業の見通し」の公表後、返還予定の駐留軍用地内の土地を売却しようとする場合は、町へ申出または届出が必要となります。



北谷町や県等に土地を売却することを希望する場合は、町へ申し出ていただきます。(対象:100m以上の土地)

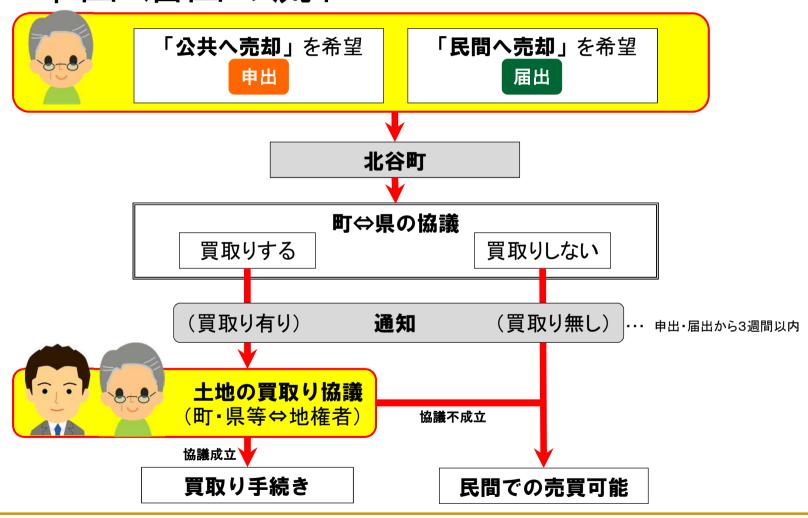


民間へ土地の売却等(有償譲渡)をしようとする場合は、 町へ届出が必要です。(対象:200㎡以上の土地)

※先行取得制度によって、町・県等へ土地を売却した場合、 税制上の特別措置(5000万円の特別控除)の対象となります。

税制上の特別措置(5000万円の特別控除)とは、土地の売却で得た所得(譲渡所得)にかかる税金の計算において、最高5000万円を譲渡価額から差し引く措置のことです。

#### ≪申出・届出の流れ≫

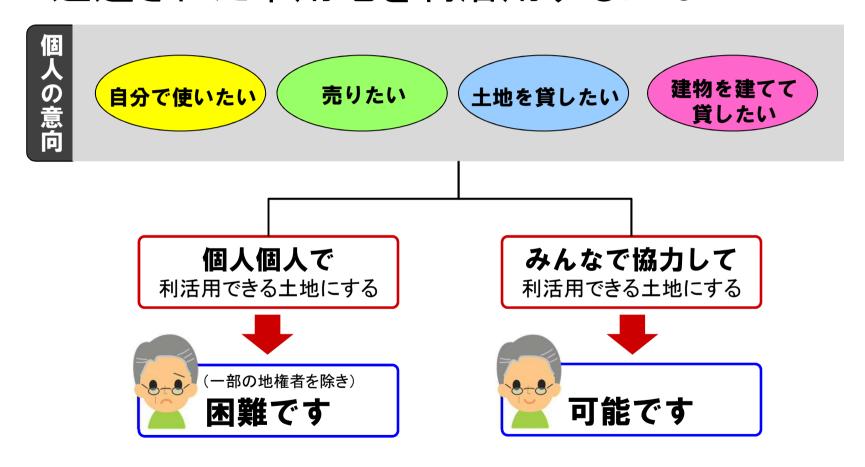


- ※売却の届出から、最大6週間は土地の売却ができません。
- ※届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料が科せられることがあります。

郵送した、もう1つのパンフレットについて、抜粋して説明します。



≪返還された軍用地を利活用するには?≫



≪返還された軍用地を利活用するには?≫

個人の意向

自分で使いたい

売りたい

土地を貸したい

建物を建てて 貸したい

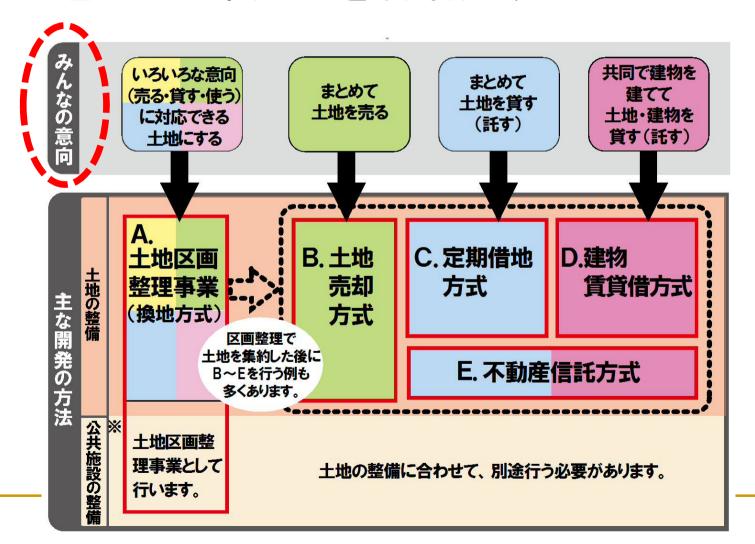


- ▶ 米軍が土地を造成しており、道路 も戦前の細い道しかありません。
- → みんなで協力して、利活用できる 土地にしましょう。

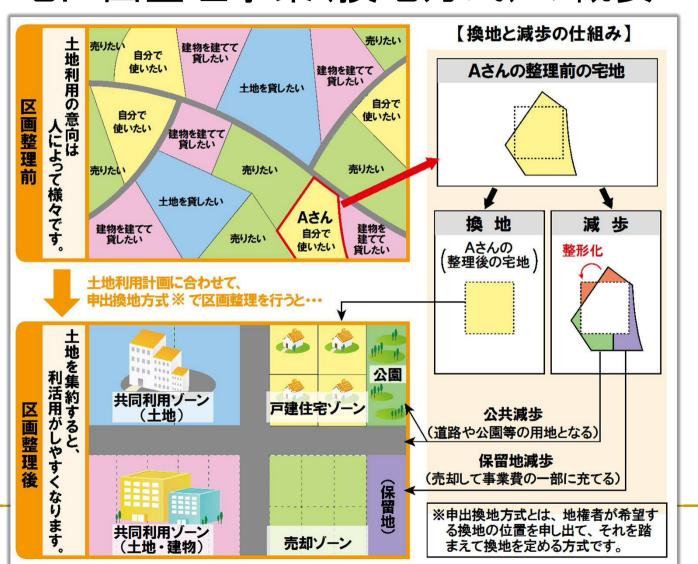




≪返還された軍用地を利活用するには?≫



≪土地区画整理事業(換地方式)の概要≫



## アンケートご協力のお願い

□平成26年2月23日(日)までに

返信用封筒に入れて、 郵送または 企画財政課へ提出を お願いします。

